



日本共産党足利市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡をして下さい。

☎ 090-8004-0577

☎ 090-1690-5106

号外

2023年6月18日(日)

足利市田中町789
第3石川ビル3階

TEL(72)7848
FAX(71)8392

にこっと通信

5月臨時議会報告

議長選挙での「騒動」の事実経過をお知らせします

栗原収議員が議長選挙で発言した内容は、事実と反するものでした。
このことについて、5月29日に横山育男議長に申し入れを行いました。

横山育男議長に対する申し入れ書

足利市議会議長 横山育男様

2023(令和5)年5月29日
足利市議会議員
尾関栄子
鳥井康子

令和5年議長選挙における議員の言動についての申し入れ

今回の議長選挙中の混乱は、足利市議会にとって不名誉な結果を招くことになりました。私たち足利市議員団は、この混乱の経過と原因を正しく把握し、改善点を明確にして、伝統ある足利市議会の名誉回復に努めなければならないと考えます。その意味から私たちは、混乱の事実経過と原因について見解をまとめた上で、下記のような対応を足利市議会議長に求めます。

①栗原議員が尾関の「所信表明」に対し、質問の前置きとして発言した、「尾関議員が今までの議長選挙においてルール違反の行動をとっていた」という指摘は、全く事実と反するものであり、容認できない。即ち正副議長選挙についての申し合わせ事項の4に、「この申し合わせは、議長選挙及び副議長選挙の対象者を限定するものではないので、立候補者以外の議員への投票も有効である」と明記されている。

②栗原議員は、三田議員が尾関議員の推薦人になったことについて、尾関が、三田議員の政策である議員定数削減に同意したかのような発言をしている。推薦人の条件には、「政策が一致していること」など求められてはいない。全くの憶測で虚偽にもあたったような発言は、許されるものではない。

③栗原議員の発言は、正副議長選挙についての申し合わせ事項の3の(5)の①、「質問の内容は、立候補者の所信表明の範囲とする」という条件から逸脱している。
従って尾関議員は、「栗原市議の質問通告要旨に対して用意した内容」を答弁するにとどめることにした。

④栗原議員は、不服であるとして「議事進行」と発言した。

⑤仮議長の三田議員は、動議への対応を議会事務局長に確認していたが、議場の議員たちから仮議長への不規則発言(ヤジ)が次々と発せられた。

こうして、仮議長が、「適切ではない言葉遣い」での発言をすることになったのです。この発言の不適切性を仮議長は認め、反省していると聞いています。しかし、私たちは、先輩議員たちは「配慮」や「思いやり」を以て議事進行に対応すべきであり、間違っても新人の仮議長を混乱させるべきではないと考えています。

記

1. 栗原議員の「申し合わせ事項に反する」発言の訂正と謝罪を求めます。
2. 「議事進行」の動議が出された後の、仮議長に対する「不規則発言」をした議員の謝罪を求めます。

申し入れに対する議長の回答

1. 「栗原議員によるおぜき議員への指摘は、断言をしているものではなく、訂正の必要はない」
2. 「不規則発言をした議員に対しては5月26日に正副議長が厳重注意をし、当該議員から謝罪があったため対応済みである。」と回答。

市議団の見解

1. 栗原議員の発言は、おぜきがルール違反をしたかのような印象を与える内容となっています。
2. 不規則発言をした議員は、複数いました。三田議員の不適切発言の発端となった議員の謝罪がありません。よって、栗原議員及び不規則発言をした議員の謝罪を改めて求めます。

インターネットで臨時議会の様子が見られます



5月臨時議会冒頭の議長選挙に関して、テレビで全国放送される騒動がありまし。足利市議会では議長選挙に立候補するには2名の議員の推薦が必要で、今回三田研三議員と鳥井やすこが推薦人となり議長選挙におぜき栄子が立候補したものです。

この発端は議長選挙に立候補したおぜき栄子の所信表明に対する栗原議員の質問の回答に際し栗原議員が「質問と答弁がかみ合っていない」と発言し、ヤジの応酬となったことです。栗原議員の質問が事実と反する発言であるため、市議団として横山育男議長に対し申し入れを行いました。

- ①質問通告*にない項目を質問
*質問通告とは事前に質問内容を提出すること
- ②質問内容は所信表明の範囲とする」との条件から逸脱
- ③質問の内容が事実と反する
内容(申し入れ書参照)

以上のことから、「おぜき栄子は栗原議員からの質問通告に沿った答弁を行った」という経過です。もともと通告にない内容の質問をすれば「かみ合わない」のは当たり前のことです。

おぜき栄子の所信表明概要

足利市議会基本条例にのっとり、市民に開かれた公平、公正で透明性のある議会運営に努める。議会のチェック機能を強化し、議員の発言権を保障する。市民に信頼され開かれた議会にするために常任委員会審査のテレビ同時放映やより詳細な議会広報紙を発行するなどの環境整備を図る。議員の資質向上を図り、政策立案能力を高め、その時々課題に対して機敏に対応できるような議員研修会を充実させる。

栗原議員の質問通告要旨

足利市議会基本条例にのっとり、市民に開かれた公平、公正で透明性のある議会運営に努めるとのことだが同条例の基本理念に対する自身の所見及びこれまでの自身の行動との整合について聞きたい。

栗原議員の実際に質問した発言の抜粋

①おぜき議員におかれましては、これまでの議長選挙において、同条例及び申し合わせ事項の定めに従わず、通算4回ご自身の氏名を記載し投票されてきましたが、これは議会がさだめたルールを自ら破るという、議会制民主主義を否定することにならないか心配しておりました。

②議員定数削減の基本的スタンスの異なる議員を、単なる数合わせで推薦人にされたと一見受け止められがちですが、もはや議員削減もやむなしという議員の心の変化の現れではないでしょうか。

さて、いささか前置きが長くなりましたが、本題に入ります。前述したとおり、これまでの議員の行動と議会基本条例の基本理念にのっとるとの整合について、どうとりつくわれるのか、詳細にお聞かせいただきたいと思います。

正副議長選挙の結果

	候補者名	得票数
議長	おぜき栄子	5
	横山育男	19
副議長	鳥井やすこ	5
	須田瑞穂	19

栗原議員の発言に対する見解

①については、事実と反する内容であり、容認できません。正副議長選挙についての申し合わせ事項の4に、「この申し合わせは、議長選挙及び副議長選挙の対象者を限定するものではないので、立候補者以外の議員への投票も有効である」と明記されています。

②についてはおぜきが三田議員の政策である議員定数削減に同意したかのような発言となっています。推薦人の条件には、「政策が一致していること」など求められていない、全くの憶測で事実と反する発言は、許されるものではありません。

5月臨時議会報告

市議選後初の臨時議会が5月22日に開かれ、4つの議案が審議され議決されました。
市長専決処分事項承認

- ①議案第30号
 - ・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し
 - ・国民健康保険税の課税限度額と減額対象の引き上げ
- ②議案31号(ひとり親世帯分)
 - ・低所得の子育て世帯の生活支援特別給付金(5万円)の支給
- ③議案第32号 監査委員の選任
- ④議案第33号 固定資産評価委員の選任

上記議案のうち第30号の「国民健康保険税の課税限度額の引き上げに対し「加入者への負担押し付けではなく、基金を使って国保税の引き下げを行うべき」と専決処分の承認に反対しました



ひとり親世帯



その他世帯分



足利市ホームページで詳細が見られます

子育て世帯生活支援特別給付金支給

申請が不要な方

令和4年度に支給されている方等には既に5月22日に指定口座に振り込まれています。

申請が必要な方

ひとり親世帯など新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少の児童扶養手当受給者と同水準、住民税均等割の非課税と同等の収入の方などへ支給されます。詳細は、下記窓口へ問い合わせしてください。

・申請期限 2024年2月29日(木)まで

＊問い合わせ:0284-20-2137(給付金窓口)